

若者の県内定着・還流に向けた青森の魅力発信業務仕様書

1 目的

県内外の若者からの意見を反映し、若者目線での青森県の暮らしや働く魅力を動画等により発信することで、県内定着や還流につなげることを目的とする。

2 委託業務名

若者の県内定着・還流に向けた青森の魅力発信業務

3 委託期間

契約締結から令和7年2月28日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) 若者に向けた情報発信業務

ア 内容

下記の要件に基づき、若者向けの情報発信を行うための動画等を制作すること。

なお、本業務における「若者」とは、10～20代の者を指すものである。

イ 要件

(ア) 動画の長さ・本数

60秒の動画を3本以上、又は3分以上の動画を1本以上

(イ) 内容

a 下記キーワード（1つ以上）に基づき、青森で暮らすことの魅力や、世界に誇れる仕事やコンテンツがあることに、若者が気づくきっかけとなるもの。

<キーワード>

「青森の暮らし」「世界に誇れる青森の魅力」「これがあるから青森が良い」

b 県内在住又は本県出身で県外在住の若者と、県内で働く社会人が、意見交換をする機会（ワークショップ、イベント等）を設け、その意見を反映させること。

c 原則として、意見交換をした若者を動画に出演させること。

d これまで県の事業で制作した動画 (<https://www.youtube.com/@yesaomori2683>) を参考とし、県が公開する動画として適切な内容とすること。

(ウ) その他

a 本業務には、意見交換に係る会場選定及び使用料の支払い、関係者との調整、動画の撮影や編集等、制作に係るすべてを含めるものとする。

b 原則として、制作した動画は県の SNS でのみ公開することとする。

c 原則として、若者と意見交換をする機会等には、発注者が立ち会うものとする。

(2) 業務計画の作成

スケジュール、実施体制等を作成し、青森県こども家庭部若者定着還流促進課に提出して承認を受けること。

(3) 報告書の作成

上記(1)の概要をまとめた報告書を作成・提出すること。

5 対象経費

- (1) 動画制作に係る経費（撮影、編集 等）
- (2) 意見交換の実施に係る経費（印刷費、通信運搬費、会場等借上費、旅費、保険料 等）
- (3) 委託業務に従事する者の人件費
- (4) 一般管理費（消費税相当額を除く事業費総額の10%以内の額とする。）
- (5) その他、当該事業に必要と認められる経費（要事前協議）

※ただし、次の経費は対象外とする。

- ・土地、建物、備品（オフィス機器、家電、デジカメ、パソコン等の物品）の取得費
- ・施設・設備の設置費、改修費
- ・その他事業と関連性が認められない経費

6 仕様書の内容の変更

発注者は、業務の目的を達成するため必要と認める場合は、受注者と協議の上、本仕様書の一部を追加、変更することができる。

7 成果品及び納入場所等

- (1) 成果品 以下の①及び②に係る電子データを納品すること。

①業務実績報告書

②制作した動画データ、画像等

- (2) 納入場所 青森県子ども家庭部若者定着還流促進課

- (3) 摘要

ア 成果品については、発注者の判断で公開できるものとする。

イ 業務実施結果報告書の様式は任意とし、実施した業務の内容や、その他業務に関連して実施した事項を記載すること。

8 著作権

- (1) 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。

- (2) 本業務の成果品（以下「成果品」という。）については、成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、全て発注者に帰属するものとする。

また、受注者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても発注者に帰属するものとする。

- (3) (2)において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、発注者及び発注者から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受注者の承諾無く自由に使用できるものとする。

- (4) 受注者は、発注者並びに発注者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

9 留意事項

受注者は、本委託事業の実施に当たり、次の事項に留意するものとする。

- (1) 受注者は、本委託事業が円滑に遂行されるよう留意すること。
- (2) 受注者は、事故又は大幅な遅延等の本委託事業の遂行に支障が生じた場合、若しくは生じるおそれがあると認める場合は、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従って業務を行うものとする。